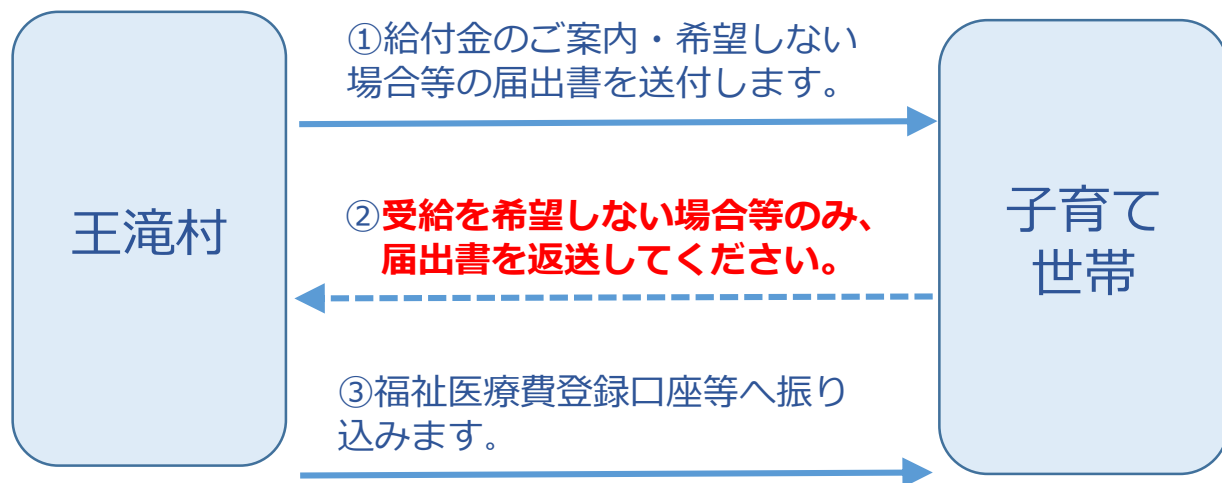




新型コロナウイルス感染症で影響を受けている子育て世帯の生活を応援するために、村独自で一時金を支給します！

- 令和2年5月1日に、**王滝村に住所がある『平成14年4月2日以降に生まれたお子さん』**がいる世帯に支給します。
- 支給額は、**対象児童1人につき、2万円**です。
- 申請は不要**です。（ただし、受給を拒否される方は申し出ることができます。）
- 福祉医療費の登録口座に支給**します。
（口座のデータを福祉医療費の給付以外に使用することをご了承ください。）
※振込予定日 **令和2年7月15日（水）**
- 受給を拒否される場合**は、受給者（保護者）が同封の申出書を令和2年6月30日（期日必着）までに下記担当までお持ちいただくか郵送してください。



お問い合わせは

王滝村役場 福祉健康課 福祉係
電話：0264-48-3155